

軽自動車税の減免申請

問合せ 市税係 ☎32-2219

障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合は、申請により減免制度を受けることができます。

減免対象となる軽自動車など

▼「障がいのある方が所有する車両」または「障がいのある方と生計を同じくする方が所有する車両」で、

(1) 主に障がいのある方が運転するもの

(2) 主に障がいのある方の通院・通学などのために、生計を同じくする方が運転するもの

▼「障がいのある方のみの世帯で、障がいのある方が所有する車両」で、障がいのある方を常時介護する方が、主に障がいのある方の通院・通学などのために運転するもの

適用基準

平成31年4月1日現在、次の要件に当てはまる方、及び車両が対象です。

① 身体障害者手帳を受けている方

○ 下表のとおり

② 知的障がいのある方

○ 療育手帳や知的障害者更生相

障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○	○	○	○
視覚障がい	○	○	○	○	○	○
聴覚障がい		○	○			
平衡機能障がい			○		○	
音声機能障がい			△			
上肢不自由	○	○	○			
乳幼児期以前の脳病変による運動機能障がい	○	○	○			
心臓機能障がい	○		○	○		
じん臓機能障がい	○		○	○		
呼吸器機能障がい	○		○	○		
ぼうこう・直腸機能障がい	○		○	○		
小腸機能障がい	○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	○	○	○	○		
肝臓機能障がい	○	○	○	○		

○ 該当 △ 咽頭摘出による障がいに限る

談所または児童相談所の交付する判定書が必要です。

③ 精神に障がいのある方

精神障害者保健福祉手帳(1級〜3級)や精神保健指定医の診断書が必要です。

④ 戦傷病者手帳を受けている方

戦傷病者手帳を受け、一定の範囲の障がい有する方。

⑤ 特別仕様車

身体障がい者などの利用に供するためにつくられた軽自動車(申請時に車検証が必要)

主な条件

減免は1人につき1台まで

(普通自動車税の減免を受け

ている方や市社会福祉課からタクシーチケットの交付を受けている方は対象外)

その他の必要書類

軽自動車車納税通知書・運転免許証(運転される方)・

障害者手帳など・印鑑・個人番号カード

※詳細については、納税通知書に同封の「減免申請について」をご覧ください。



減免申請期限
5月31日(金)まで
※期限厳守
申請は毎年必要です。

引き続き、車庫・物置等の全棟調査を行います

市は、市内にあるすべての車庫・物置等を課税台帳と照合する全棟調査を、平成27年から行っており、今年度以降も引き続き調査を行います。

【対象となる車庫・物置等】

- 面積が10㎡以上
- 屋根があり、四方に壁のあるもの(車庫の場合は三方以上)

調査内容は今までと変わらず、調査には赤平市職員が伺います。引き続き本調査へのご協力をお願いいたします。

【調査方法】

赤平市職員が許可を得て該当車庫・物置等の面積を計測し、仕上げなどを確認します。



対象



対象外

問合せ 市税係 ☎32-2219

なりすましに注意

調査には身分証明書を携帯した赤平市職員が伺います。調査の目的以外の提案・勧誘などをすることはありません(耐震診断、リフォーム、火災報知機や消火器の販売など)。

また、その場で税金の納付をお願いすることもありません。なりすましによる悪質な販売や個人情報の詐取などにご注意ください。





Yahoo!インターネットオークションで 差押えた土地・建物を公売します

市税等
収納向上



information

問合せ

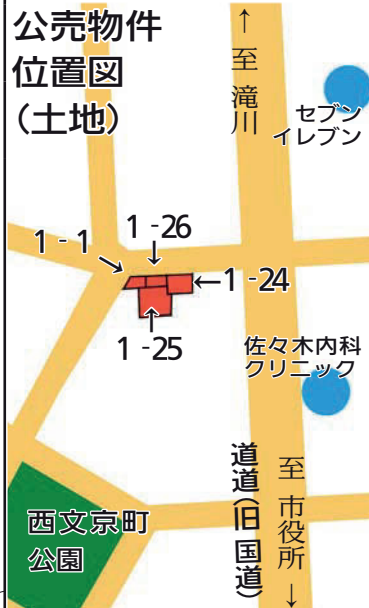
納税係 ☎32-2219

今月の納付

● 軽自動車税 1期
● 都固定資産税 1期
納期限 5月31日(金)まで

最低見積価額	告示板、Yahoo!オークションサイトと市ホームページで公開します。	
公売保証金	最低見積価額の10分の1以上として、上記と同様に公開します。	
住所：西文京町2丁目	土地	1番地1 (地番:1番1) 地目:宅地 地積:50.28㎡
		1番地24 (地番:1番24) 地目:宅地 地積:101.93㎡
1番地25 (地番:1番25) 地目:宅地 地積:184.96㎡		
1番地26 (地番:1番26) 地目:宅地 地積:51.85㎡		
公売物件 位置図 (土地)	建物	種類 店舗・居宅 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積 1階 216.18㎡ 2階 108.01㎡
		
現在公売中の物件の確認と結果については…		参加申込期間 5月24日(金) ~ 6月11日(火)
		入札期間 6月17日(月) ~ 6月24日(月)

公売物件 位置図 (土地)



<https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/> で公開しています。



軽自動車の手続きは忘れずに

5月は、軽自動車税の納付書が発布され、納期限は5月31日です。市税などは納期限までに必ず納めましょう。納付をしないまましていると延滞税が発生するほか、督促・滞納処分など、法律にしたがって預貯金・給与・保険・自動車・家財・不動産などを調査、差押えます。また、納めることができない場合は、放置するのではなく、税務課窓口までご相談ください。

※軽自動車税は廃車や譲渡の手続きをしない限り、登録されたまま毎年課税されてしまいますので、手続きに不備がないようご注意ください。

廃車や譲渡などの詳細については、平成31年広報1月号または、市ホームページをご覧ください。

